

## 第36回 理事会議事録



日 時 : 令和4年3月17日(木)

13時30分から16時00分まで

場 所 : 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団



公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 第36回理事会議事録

日時 令和4年3月17日(木)  
13時30分から16時00分まで  
場所 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

【理事の現在数】 9名

【出席者】

理事 細川 倫史 石羽根 恵子 熊谷 正和 佐々木 賢治 清水 茂幸  
鈴木 祐子 千葉 秀樹 古舘 慶之 宮 昌隆

監事 猿ヶ澤 顕洋 水本 紘一

【報告事項】

代表理事の職務執行状況について

【審議事項】

- 議案第1号 令和4年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について
- 議案第2号 令和4年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について
- 議案第3号 県出資等法人の中期経営計画書(令和元年度～令和4年度)の一部修正について
- 議案第4号 第23回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について
- 議案第5号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第3号の重要な使用人の選任について

【議事の経過】

- |                  |                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 開会             |                                                                                                                                 |
| 2 出席理事数の報告       | 出席理事数 理事9名中 出席9名                                                                                                                |
| 3 理事長あいさつ        |                                                                                                                                 |
| 4 議事<br>(1) 報告事項 | 代表理事の職務執行状況について                                                                                                                 |
| 細川理事長            | (報告事項) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 評議員会で承認された事業計画及び事業予算の執行、実施に関する業務権限について</li><li>・ 規程等の運用・実施に関する業務権限について</li></ul> |

- ・ 職員の人事及び組織管理に関する業務権限について
- ・ 財産の管理に関する業務権限について
- ・ 災害等危機管理の実行に関する業務権限について

質 疑

なし

(2) 審議事項

議案第1号～第2号

議案第1号 令和4年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について

議案第2号 令和4年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について

質 疑

水本監事

監事は、理事会において議決権を有していないため、あくまで意見として申し上げます。

先ずもって、予算調製とその執行について、職員の皆様が日頃苦勞されていることに感謝して、その勞を労いたい。

そのうえで申し上げますと、収支計画が約2千万円の赤字となっている。率直に、赤字予算とすることができるのか疑問がある。評議員会に諮れるのか。理事としての責任がある。どのようなスタンスで評議員会に臨むのか。与えられた収入の中で事業計画を組むのが本来の在り方だと思う。しかし、実情もあると思うので、理事の皆様には真剣に議論されるようお願いしたい。このままでは、あと何年もしないうちに、事業団が潰れてしまう。この予算案を承認するか否かの議論となる。内部留保した資金を、このような形で使って良いものか。どうあるべきか。責任ある理事として議論して頂きたい。一方、時期も時期なので、条件付きで了承したうえで、評議員会に諮るという考え方もある。もし、県が予算を措置してくれなければどうするのか。青少年の家の委託業務を受けないことも考える必要がある。県として、事業団の内部留保を期待した委託業務の発注（在り方）はありえない話である。

古館理事

資料38ページの当期経常増減額について、公益目的事業がマイナス2千万円となっているが、説明を聞くと公益1事業は実質プラス・マイナス無しのようなようである。公益2が大きな赤字となっている理由（内訳）を詳しく説明願いたい。

熊谷総務企画課長

理事長、事務局長等の人件費を公益2で負担しているためである。

この公益2事業は、青少年の家の指定管理業務と青少年の家の研修業務委託で組成されている。今年度から野外活動センターの研修業務委託が新たに加わったが、赤字となっている主たる要因は、青少年の家の研修業務委託にある。

平成28年度までは、この（現行）スキームでやってこれたが、度重

なるシーリングで必要な経費を賄えなくなっている。このことは県担当課も把握しているようではあるが、今現在もシーリングは続いている。

古舘理事

委託額にあった業務内容に見直してもらうことはできないものか。

熊谷総務企画課長

受託料の大半を県派遣職員の人件費・福利厚生費に充当しており、他物件費等の縮減で対応できる金額ではない。

この受託料は、人件費と研修経費、諸経費で構成されているが、精算のない予算となっている。そのため、主任社会教育主事（副校長クラス）の高位役職者が多数配置されると人件費が増加して、事業団の経営を圧迫する。研修経費についても、既にかかる経費を賄っておらず、諸経費分を回してきた。また、この諸経費で理事長、事務局長等の人件費を賄ってきたが、この部分にシーリングが掛け続けられている。今後もシーリングが継続されれば、この分の捻出はさらに困難になる。

水本監事

派遣の教員は、県が決定して派遣しているので、その年によってバラツキはあると思うが、実態に合わせ委託料を精算してもらわないと事業団はやっていけない。そうであれば、委託業務を受け入れられないということになる。

古舘理事

県職員の派遣について、本給以外の人件費は派遣先の主体が負担しなければならないスキームとなっている。県が負担していた時期もあるが、今は違う。

宮事務局長

積算の積み上げで予算はもらえないため、諸経費等を充当していたものであるが、シーリングで減少している。

古舘理事

このスキームが今後も続くのは厳しい。何かしらの見直しはあるのか。

宮事務局長

A3の説明資料のとおり、赤字額は毎年デコボコがある。例えば、来年度以降、プロパー職員の退職者が出るので、人件費の差額が生じるが、この分は収支が改善する見込である。毎年2千万円の赤字が出るということではない。

水本監事

これまでやってこれたのだから委託料の増額は認めないと県がいう可能性もある。そのことを恐れている。令和3年度の決算をもって、県と対峙しなければならない。

猿ヶ澤監事

本来であれば、私も監事なので議論には参加しないところであるが、意見として申し上げたい。民間も行政も同じだと思うが、大きな声を上げて食らいついていかないと後回しにされる。事業団がさぼっていたわけではない。あきらかに構造的な部分に問題がある。確かに、運が良け

れば負担（赤字額）が少ない年もあるかもしれないが、それでは困るので、こちらの意図がきちんと伝わるよう、しかるべき責任者（県）としっかり協議するべきである。

また、公益1と公益2の合体は、話としては面白いが、根本的な解決にはならない。ある種、最後の手段であり、まずはシーリングを止めていただく、そして委託費が適正となるよう、県にうるさいと思われるくらいあたっていくべきである。

水本監事

余裕資金があると、県は理解しているの話か。

宮事務局長

平成30年度頃の調査で、県に報告している。

水本監事

普通、施設が古くなれば維持経費はかかる。  
県は事業団に頼っていないか。

細川理事長

対応策1から3まで提案している中で、どれが一番有効か。

熊谷総務企画課長

(1)の公益1と公益2の経理統合で、400万円から500万円程度の縮減になると見込まれる。(2)の新たな収益事業の導入については、係るコストやリスクを踏まえると、今の体力で取り組むことは難しいと考えている。結果、(3)の県への受託事業費等の増額要請が現実的な対応ではないか。

先程の古館理事の質問に戻るが、当法人役員の人件費を、公益2で負担していることが、公益2の赤字要因となっているものではあるが、そうはいつでも委託業務を受けないとはいえない実情もある。

細川理事長

役員等の人件費については、本来、法人会計で負担するべきものであるが、成り立ちからこのようなスキームとしてきたところであり、このことは、恐らく県も承知の事実である。

千葉理事

青少年の家の委託業務（公益2）を受けないと、理事長ほか役員の人件費を賄えないので、受けざるを得ない状況である。

細川理事長

一筋縄ではいかない話ではあるが、このままでは立ち行かなくなるので、真剣に県と協議していかなければと思っている。

そもそも、今のスキーム（公益法人会計）があっていないのだと思う。

鈴木理事

いつの間にか、青少年の家の先生（指導員）が若い人でなく、お金のかかる人達（副校長クラス）になってしまった。それら人選を含め、県が青少年施設をどのようにしたいと考えているのかを知りたい。

熊谷総務企画課長

人件費の積算内容は県にしかわからない。モデル給与で積算している

ようであるが、実際の配置は予算額を上回っている。主任社会教育主事（副校長クラス）が複数名配置されており、掛かり増しの経費は精算できていない。

清水理事

収入より支出が大きいのが、そうならないよう県と協議すべきである。

公益1と公益2の統合は良い案だと思うので、是非やって欲しい。一方、新たな収益事業の実施については賛成できない。今でも多大な事務量を抱えているので、新たにコストを掛けリスクを取るのではなく、県民ゴルフ場の利用収入を増やすなど、本来業務に専念されたい。

事業団は公益法人のため、黒字にしてはいけないと聞いてきた。どの程度の赤字であれば良いのか教えて頂きたい。

宮事務局長

公益目的事業は最終的に赤字でなければならない。一方、収益事業は収益を上げて良いので、その差をもって黒字決算とするのが理想である。

熊谷総務企画課長

収益事業で赤字を補填するのが理想ではあるが、今の状況では無理がある。公益目的事業会計の赤字額から見て、県の予算措置に頼らざるを得ない。

清水理事

県から適正な支援が受けられるよう、強く訴えるべきである。

水本監事

理事からこのような発言があったことを、きちんと県に報告されたい。

鈴木理事

事業計画にフリーマーケットや屋台の出店など書かれているが、事業団がやるべき本来事業に取り組んで欲しいので、かかる費用については、県が拠出するべきである。

水本監事

事業団の自己資金を、このような形で県の委託業務の補填に使って欲しくない。スポーツや生涯教育の振興に向け、事業団が前向きに歩める事業の原資として活用して欲しい。

佐々木理事

皆様に理解して頂きたいのは、既にできる限りの努力（儉約）をしているということ。頑張ったうえでの結果、なお赤字となっているものである。

細川理事長

本日の内容を評議員会に諮ることとし、議案第1号及び議案第2号を採択したいと存じます。

採 決

議案第1号及び議案第2号については、原案どおり決定された。

議案第3号

議案第3号 県出資等法人の中期経営計画書（令和元年度～令和4年

	度)の一部修正について
質 疑	なし
採 決	議案第3号については、原案どおり決定された。
議案第4号	議案第4号 第23回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について
質 疑	なし
採 決	議案第4号については、原案どおり決定された。
議案第5号	議案第5号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第3号の重要な使用人の選任について
質 疑	なし
採 決	議案第5号については、原案どおり決定された。
5 その他	
事務局	特になし
6 閉 会	
総務企画課長	これをもちまして第36回理事会の一切を終了します。

上記記載に相違ないことを認める。

令和4年11月26日

理 事 長

細川倫史



監 事

根々澤頭洋



監 事

水本 彰一

